

**福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業
(民間施設支援事業) 実施にかかるQ&A**

【補助事業全般に関すること】

Q1 この補助事業が、実施されることとなった経緯は?

災害時における避難住民の受入施設や、市町村災害対策本部等の防災拠点となり得る施設に対する再生可能エネルギーや蓄電池の導入に対する支援事業が、国の平成23年度第3次補正予算(平成23年11月21日成立)で認められたことを踏まえ、本県では、平成23年度2月補正予算で既存の福島県地球温暖化対策等推進基金に補助金を受け入れ、同基金により補助事業を行うものです。

Q2 この補助事業の目的は?

この補助事業の目的は、地域の防災拠点となり得る施設等において、再生可能エネルギー等の導入を推進するものであり、災害等により電力会社からの電力供給を遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とします。

従いまして、通常時に、施設において使用している電力量の全てを再生可能エネルギーで代替することを目的としているものではありません。

Q3 この補助事業は、どの位の期間、実施されるのか?

民間施設支援事業については、平成24年度から4年間実施する予定です。

よって、平成27年度が最終年度となります。

【補助事業への応募に関すること】

Q4 補助事業への応募期限は?

事業実施計画書及び添付資料を募集案内やホームページに記載する期限までに提出してください。

これら書類は、事業採択の決定のため必要となりますので、期限内の提出をお願いします。

なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申請を受け付けられない場合があります。

また、市町村長の意見を付した意見書の写し(実施要領様式第1-2号)を添えて提出する必要がありますので、御注意ください。

【補助対象者に関すること】

Q5 福島議定書事業とは何か?

事業所・学校等が、二酸化炭素等排出削減について、自ら削減目標を定めて知事と約束を交わし、排出削減に取り組むものです。

排出の削減状況や、工夫を凝らした活動を実践するなど、優秀な取組をした団体を表彰することとしています。

なお、事業の詳細につきましては、福島県環境共生課のホームページに掲載していますので、御確認ください。

Q6 福島議定書事業に参加しない場合は、補助事業の要望ができるのか？

少なくとも事業実施から2年間、福島議定書事業への参加を、補助対象の要件としていますので、必ず参加してください。（平成27年4月募集開始、8月末日締め切り）

Q7 本社が福島県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

再生可能エネルギー等を導入する施設が県内にあれば、対象となります。

Q8 「事業を継続して安定的に実施できる見通しがあること」とは具体的にどういうことか？

事業実施主体においては、補助事業により導入した設備は、耐用年数が経過するまで、設備の効果を維持させる必要があることから、補助事業で取得した財産の管理を適正に行うこととが求められます。（補助金交付要綱第15条）

従って、「事業を継続して安定的に実施できる見通しがあること」が、この補助事業の対象となるための条件となります。

Q9 県税の滞納等がないこととは、具体的にどういうことか？

県の補助事業であることから、県税（法人事業税、法人県民税、個人事業税、不動産取得税及び自動車税）が納付されていることを要件としています。

Q10 補助対象者は、会社法人のみか？個人事業主は対象とならないのか？

個人事業主も対象となります。

ただし、「地域住民を始めとした不特定多数の人が利用するなど、災害時において地域の防災拠点となり得る施設」を所有する者として、事業を継続して安定的に実施できると見込まれる個人事業主を補助対象とします。

Q11 補助対象となる施設は？

地域住民を始めとした不特定多数の人（以下、「住民等」という。）が利用するなど災害時において地域の防災拠点となり得る下記のいずれかに該当する施設が対象となります。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条に規定する鉄道事業者が設置する駅舎等
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校。ただし、下記のいずれかの条件に該当する施設に限る。以下(4)、(5)及び(7)についても同様とする。

- ア 市町村地域防災計画に基づく避難に関する施設等として指定を受けている。
 - イ 市町村との間で防災に関する協定を締結している。
 - ウ 県との間で「災害時における徒歩帰宅者の支援に関する協定」を締結している。
 - エ 原則として過去の災害時等に避難所等となり、地域住民を始めとした不特定多数の人を受け入れた実績があり、かつ、今後も避難所等となり得る施設であって知事が必要と認める施設
- (4) 旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設(ただし、災害等の非常時に避難所等になり得るものに限る。以下(5)についても同様とする。)
- (5) コンビニエンスストア等
- (6) 市町村が指定する福祉避難所
- (7) その他知事が特に必要と認める施設

Q12 コンビニエンスストア等にスーパーは含みますか?

含みます。

ただし、災害等の非常時に避難所等になり得るものに限ります。

【補助対象事業に関すること】

Q13 補助率(1/2又は1/3以内)の根拠は?

国補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業等)実施要領に基づく補助率です。

Q14 補助率1/2又は1/3「以内」とあるが、1/2又は1/3より低くなることがあるのか?

福島県環境共生課において受付した先着順で、補助金交付予定者を決定するため、補助率の変更は行いません。

また、1施設の補助対象経費の上限を60,000千円としており、その額の範囲での補助となります。

Q15 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか?

補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手してください。

Q16 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか?

また、「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか?

設備設置工事を行う業者等への発注をもって、着手とします。

また、完成検査の実施をもって、完了とします。

Q17 国や、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか。

他の補助金給付を受けた場合には、当該金額を総事業費から控除して、補助金所要額を算出してください。

ただし、他の補助金が、その制度上、この補助金(環境省所管の国庫補助金)との重複受給を禁止している場合には、重複受給できません。

Q18 測量及び試験費、設計費が本事業で対象外なのはなぜか？国の基金交付要綱では、補助対象のはずだが？

測量及び試験費、設計費については、その後の事情により本工事を実施しないケースが想定されること、また、対象経費を本工事費等に限定することにより、より多くの事業を補助対象とできること等の理由から、県の補助金交付要綱では対象外としています。

Q19 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

対象外です。

中古品の場合、これまでの使用履歴等から、性能値を客観的に検証することが困難であること、また中古品は、合い見積もり等により適正価格を把握することが困難であることから、補助対象としていません。

Q20 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

新築又は増築する施設に、再生可能エネルギー等を導入することは、補助対象となります。

ただし、あくまでも再生可能エネルギー等導入に係る部分のみが対象となるものであって、本体工事と契約上等で区分出来ない場合であっても按分して区分することとなります。

Q21 太陽光発電や風力発電設備、燃料電池設備を屋上や側面等ではなく、社屋の同一敷地内に設置することを計画しているが、補助対象となるか？

同一敷地内での設置であれば、補助対象とします。

Q22 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

リース契約は補助対象となりません。

Q23 施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

補助対象となりません。

施設を適正に管理するため、事業実施主体は、施設の所有者とします。

Q24 施設の所有者について、建物の所有者と土地の所有者が異なる場合は、補助対象となるか？

設置する施設について、補助金による導入設備を適正に管理できる、所有と同等程度の実態があると認められる場合は、「施設を所有している者」として取り扱うこととします。

具体例は、次のとおりです。

（1）太陽光パネル及び蓄電池を建物に設置する場合

建物所有者は土地に関する何らかの権利（借地権、賃借権）を有していることから、補助金申請者が建物所有者であれば、原則として「施設を所有している者」として取り扱います。

（2）太陽光パネル又は蓄電池を土地に設置する場合

土地所有者が、①法人の代表者個人であり、②個人の意思と法人代表者の意思が異なったときに、法人代表者（補助対象者）の意思が優先する旨を定めた書類を確認できる場合は、「施設を所有している者」として取り扱います。

Q25 蓄電池の導入は補助対象となるか？

夜間電力の確保及び安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置することを、補助対象の条件としています。

また、既に再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも補助対象となります。

Q26 省エネ設備は補助対象となるか？

この事業では、災害に強い自立・分散型のエネルギー・システムの導入を進めるという観点から、省エネルギー設備の導入は補助対象としていません。

Q27 この事業における利益等排除の考え方は？

下記のとおり国から方針が示されていますので、この事業においても同方針に基づき対応することとします。

《参考》（※「平成23年度再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて（平成27年3月、環境省総合環境政策局環境計画課）から抜粋」）

【民間補助事業における利益等排除について】

民間への補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（補助金の交付を受ける者）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくない。そのため、民間補助事業において、下記に該当する事例については、利益等排除の方法に従い、適切な補助金交付となるように留意されたい。

（1）利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

①補助事業者自身

- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
 - ③補助事業者の関係会社（②を除く）
- （2）利益等排除の方法

①補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

③補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

Q28 別に非常用発電機を設置している場合、補助対象となるのか？

対象となります。

【導入する設備の規模に関すること】

Q29 どのような規模の設備が補助対象となるのか？

災害時において地域の防災拠点となり得る施設において、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保できる規模の設備が補助対象となります。

最低限必要となる機器は例えは照明、空調、テレビ、携帯電話、パソコン及びプリンター等が考えられますが、施設（特に病院、福祉避難所等）によって求められる防災拠点としての機能が異なりますので、どの機器を対象として良いか個別に御相談ください。

太陽光発電システムの設備規模の算定は、福島県環境共生課のホームページに掲載している「実施計画書（太陽光発電設備・蓄電池導入規模算定シート）（実施要領様式第1号付属書1）」を活用するか、またはそれと同等以上と認められる方法により行ってください。

なお、導入モデル例は下記のとおりとなります。

導入モデル例

夜間必要電力量(kWh)(8=(7)の合計)	11.3	算定設備 是機	蓄電池(kWh) $\textcircled{8} \times 1.2 \sim \textcircled{8} \times 1.44$	最小値 $\textcircled{1} 3.5$	最大値 $\textcircled{1} 6.2$	… $\textcircled{9}$
------------------------	------	------------	---	------------------------------	------------------------------	------------------------

算定設備 損耗	太陽光発電設備(kWh)	最小値	最大値
24.5	②×1~②×1.5	39.5	59.2
15.0	②×1~②×1.5	39.5	59.2
24.5	②×1~②×1.5	39.5	59.2

⑨の最小値と最大値の間の数値を記入してください。

⑨の最小値と最大値の間の数値を配入してください。

⑪の最小値と最大値の間の数値を記入してください。

太陽光發電設備導入規模 (kW) 20.0

Q30 技術開発や実証試験は補助対象となるか？

この事業では、広く普及している技術を用いて再生可能エネルギー等の導入を推進することを想定しているので、技術開発や実証試験は補助対象としていません。

Q31 付帯設備は補助対象となるか？

災害対応に不要な設備は補助対象としていません。(例えば、太陽光システムの場合には、大型の表示装置や専ら計測のための気温計、日射計等)

Q32 可搬式設備は補助対象となるか？

可搬式設備は補助対象となりません。

Q33 余剰電力の電力会社の系統への逆潮流は可能か？

可能ですが、下記について注意願います。

「平成23年度再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて(平成27年3月、環境省総合環境政策局環境計画課)から抜粋」

【余剰電力の電力会社の系統への逆潮流について】

- 本基金事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力は、専ら自家消費によることとしているが、行政機関の休日等、一定程度の余剰電力が発生することが見込まれ、これら余剰電力については、電力会社の系統へ連携することにより、逆潮流することが可能となる。
- ただし、本基金事業を活用した場合においては、FITを活用して売電することはできない。売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電することとする。

【事務手続きに関すること】**Q34 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？**

補助事業の採択に当たっては、事業実施計画書等により、(場合によっては、現地調査を実施)事業内容が補助事業の目的・要件に合致するのかを、審査し決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q35 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等(以下「財産」という)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効用的な運用を図らなければなりません。採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間(耐用年数期間)を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。(補助金交付要綱第15条)

当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等を実施する場合には、知事に届け出してください。（実施要領第7）

また、天災その他の災害を受けたときは、災害報告書を作成し、知事に提出してください。（実施要領第8）

Q36 当病院の法人では、病院のみならず別の事業を行っているが、実施計画書の「8 経営状況表」には全ての事業に関して記載するのか？

または、補助対象となる病院のみに関して記載するのか？

経営状況表は、施設に設備を設置する事業者の経営状況を確認したいので、全ての事業に関して記載してください。

Q37 蓄電池の設置費用については屋内型と屋外型を比較すると後者の方が高い。

これら、各々の見積書を徴収することで、相見積もりとなるか？

なりません。条件や仕様を統一して見積書を徴収してください。

なお、費用対効果を高めるため、屋内型の設置が望ましいですが、やむを得ない場合は屋外型も補助対象となります。

ただし、事業として最低限必要な設備等が対象となります。